確認申請書(建築物)

正副

確認申請書 記入時の注意事項 (一財)石川県建築住宅センター

(第一面)

令和7年4月1日 施行

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

未記入で提出。 受付時の日付を記入。 一般財団法人 石川県建築住宅センター 様 令和 年 月 日 連名の場合、全ての申請者の氏名を記入。 申請者氏名 [|] 代表となる設計者の氏名を記入。 設計者氏名 -※手数料欄 ※受付欄 ※消防関係同意欄 ※決裁欄 ※確認番号欄 令和 年 年 月 日 令和 月 日 第 묽 뭉 第 係員氏名 係員氏名 〈〈建築物概要〉〉 土地登記簿謄本(全部事項照明、要約書)の地名・地番を記入。 枝番があり分筆されている場合に注意(開発行為?) 【地名地番】 【建築物の名称】 車庫のみ増築の場合は、1戸建ての住宅(車庫)と記入。 【主要用途】 【工事種別】 10㎡以内の建築物を含めて記入。 【延べ而積】 申請部分 申請以外の部分 : _____ m² 合 計 : _____ m² 10㎡以内の建築物は申請棟数に含めない。 【申請棟数】 【申請建築物の構造】

(注意) 正・副については該当するものに○印を記入してください。

地階の階数

地階を除く階数(地上階数)

【申請建築物の階数】

【1.建築主】 【イ.氏名のフリガナ】	建築主		は連名で記	 入又は別紙添付。]	
【口.氏名】						
【ハ.郵便番号】						
【ニ.住所】 【ホ.電話番号】						
【2.代理者】						
【イ.資格】 【口.氏名】	()建築士 (大臣・	知事)登録	第	号
【ハ.建築士事務所名】	()建築士事務	务所()知事 登録	第	号
【ニ.郵便番号】 【ホ.所在地】 【へ.電話番号】						
【3.設計者】						
(代表となる設計者) 【イ.資格】	設計图	図書を作成した人	の氏名を記入	知事)登録	第	号
【ロ.氏名】 【ハ.建築士事務所名】	()建築士事務	务所()知事登録	第	号
【二.郵便番号】						
【ホ.所在地】						
【へ.電話番号】 【ト.作成又は				 役計図書」と記入。	}	
確認した設計図書			100 11 000	XII — 1 — 1 — 1 — 1 — 1	J	
(その他の設計者)	() 7卦 457	七 氏	∕rn = i \ z	<i>55</i>	号
【イ.資格】 【ロ.氏名】	()建築士 (大臣・	知事)登録	舟	万
【ハ.建築士事務所名】	()建築士事務	务所()知事登録	第	号
【二.郵便番号】						
【ホ.所在地】 【へ.電話番号】						
【^、电品留写】 【h.作成又は						
確認した設計図書】						
(構造設計一級建築士又は	設備設	計一級建築士で	である旨の表	示をした者)		
上記の設計者のうち □ 建築士法第20条の2第13	項の表え	示をした者				
【イ.氏名】						
【ロ.資格】 構造設計− □ 建築士法第20条の2第3		士交付第	号			
【イ.氏名】	気の衣が	かをした相				
【口.資格】 構造設計一			号			
□ 建築士法第20条の3第17 【イ.氏名】	頃の表7	示をした者				
【口.資格】 設備設計一		士交付 第	号			
□ 建築士法第20条の3第3	項の表え	示をした者				
【イ.氏名】 【ロ.資格】 設備設計—	·級建築	士交付 第	号			

【4.建築設備の設計に関した (代表となる建築設備の設			<u>-)</u>			
【イ.氏名】	il (に関し	思見と聞いた由				
【口.勤務先】						
【ハ.郵便番号】 【ニ.所在地】						
【ホ.電話番号】						
【へ.登録番号】						
【ト.意見を聞いた設計図		~ HH. 2 -44\				
(その他の建築設備の設計 【イ.氏名】	に関し意	京見を聞いた者)				
【口.勤務先】						
【ハ.郵便番号】						
【ニ.所在地】 【ホ.電話番号】						
【へ.登録番号】						
【ト.意見を聞いた設計図]書】					
【5.工事監理者】						
(代表となる工事監理者)	() 7井 - 公 - ()	↓ □	たり事 / マメ゙ムヨ.	////-	П.
【イ.資格】 【ロ.氏名】	()建築士(人足•	知事)登録	弗	号
【ハ.建築士事務所名】	()建築士事務	新()知事登録	第	号
【二.郵便番号】						
【小.野使番号】 【ホ.所在地】						
【へ.電話番号】						
【ト.工事と照合する設計	凶書】					
(その他の工事監理者)						
【イ.資格】	()建築士 (大臣・	知事)登録	第	号
【口.氏名】			r=r /	\		
【ハ.建築士事務所名】	()建築士事務)知事登録	第	号
【二.郵便番号】						
【ホ.所在地】 【へ.電話番号】						
【ト.工事と照合する設計	図書】					
	•					
【6.工事施工者】		許可年月	月日が切れて	てる場合に注意。		
【イ.氏名】 【ロ.営業所名】	建設業	の許可(第(号
[10] 在来/// 有】	是 以未			A7() -		73
【ハ.郵便番号】						
【ニ.所在地】 【ホ.電話番号】						
【7.構造計算適合性判定の	由諸】					
□申請済 (工用工)
提出した所管行政庁	 又は登録:	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	の名称及び原		県〇〇市)。)
【8.建築物エネル □ 提出済				Cネ判定機関の名和	外及び所在地を 記	己入。
□未提出	提出後	こ「提出した旨の」	畐出」が必要	.		
世紀不要	 下要の理	由を記載。省エネ	法施行規則	 第2条第1項各号(こ掲げる号番号を	記入。
	(仕様基準	基、誘導仕様基準	、設計住宅	性能評価(省エネ性	能の要件あり)、	
	長期優良	良住宅の認定、長	期使用構造	等の確認を受けた	住宅が該当する) J
						_

【1.地名地番】	
【2.住居表示】 住居表示地区のみ記入。新築の場合は記入しない。	
【3.都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】 □ 都市計画区域 (□ 市街化区域 □ 市街化調整区域 □ 区域区分非設定)	
□ 準都市計画区域内 □ 都市計画区域及び準都市計画区域外 □ 【4.防火地域】 □ 防火地域 □ 準防火地域 □ 指定なし	
【5.その他の区域、地域、地区、街区】	
□ 法22条指定区域 □ 高度地区 (m) □ 大規模集客施設制限地区	
□ 地区計画 令第9条の建築関係規定や、風致地区、景観形成区域、まちづくり協定等を記入。	
【6.道路】 角地など道路が複数ある場合は、最大の幅員(2m以上の接道必要)を記入。	
【イ・幅員】	
【7.敷地面積】 【イ.敷地面積】(1)(m²) (m²) (m²) (m²)	
(2)(
【ロ.用途地域等 () () () () () () () () () (
【ニ.建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】 (%)(%)(%)(%)(%)(%)(%)(%)(%)(%)	
【ホ.敷地面積の合計】 (1) m ²	
【へ.敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 %	
【ト.敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 % 【チ.備者を映りの大力学院の場合、冷井京郷和海田大川、久井内に下亡の場別会図〉	
コード番号 具体的用途 【8.主要用途】(区分)	
【9.工事種別】 □ 新築 □ 増築 □ 改築 □ 移転 □ 用途変更 □ 大規模の修繕 □ 大規模の模様替	
【10.建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)
【イ.建築物全体】 ()
$(\underline{} m^2) (\underline{} m^2)$)
【ハ.建蔽率】	<u> </u>
【イ.建築物全体】)
【ロ.地階の住宅又は老人ホーム等の部分】 (m²) (m²) (m²))
【ハ.エレベーターの昇降路の部分】	
(m²) ()
(m²) (m²) (m²) (m² 【ホ.認定機械室等の部分】 (m²) (m²) (m²)	
【へ.自動車車庫等の部分】 (m²) (m²) (m²)
【ト.備蓄倉庫の部分】 (m²) (m²)
【リ.自家発電設備の設置部分】)
m ² 10㎡以内の建築物を含めて記入。 m ²)
()
()
()

【12.建築物の数】 【イ.申請に係る建築物の	10㎡以内の建築物は申請棟数に含めない。
【ロ.同一敷地内の他の建	······································
【13.建築物の高さ等】 【イ.最高の高さ】 【ロ.階数】 【ハ.構造】 【ハ.構造】 【ニ.建築基準法第56条 【ホ.適用があるときは、特 □ 道路高さ制	
【14.許可·認定等】 □ 土地区画整理法許可	
□ 開発行為の許可、検査	也区計画や架橋許可、都計法43条許可、景観形成許可、まちづくり協定等を記入。
【15.工事着手予定年月日】	令和 年 月 日
【16.工事完了予定年月日】	令和 年 月 日
【17.特定工程工事終了予定 (第回) 令和 (第回) 令和 (第回) 令和	年月日()
【イ.適用の有無】 【ロ.適用があるときは、その □ 建築基準法施	行令第43条第1項及び第46 適用を受ける場合は、適用有にチェック。 適用を受ける場合、 各種条件があるので担当者と事前協議が必要。
【19. その他必要な事項】	(経過措置の期間は令和8年3月31日まで) 10㎡以内の建築物(納屋等)の構造・用途・面積等を記入。

(第四面)の	1
建築物別概要	2棟以上の場合は、各棟ごとに作成。
【1.番 号】	
【2.用途】 (区分 (区分 (インナー車庫がある) (区分 (インナー車庫がある)	人。 る場合も1戸建ての住宅と記入)
【3.工事種別】	
□ 新築 □ 増築 □ 改築 □ 移転 □ 用途変更	□ 大規模の修繕 □ 大規模の模様替
【4.構 造】 ()造 一部()造
【5.主要構造部】 □ 耐火構造(防火上及び避難上支障がない主要構造) 耐火構造(防火上及び避難上支障がない主要構 □ 建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及 □ 準耐火構造□ 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(□ その他	『造部を有する場合) びロに掲げる基準に適合する構造 ロ−1)
【6.建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】 □ 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基 □ 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建 □ 建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲 □ 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に □ その他 □ 建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を	築物 げる基準に適合する構造 こ適合する構造
【7.建築基準法第61条の規定の適用】 □ 耐火建築物 □ 延焼防止建築物 □ 準耐火建築物 □ 準耐火建築物 □ 準延焼防止建築物 □ その他 □ 建築基準法第61条の規定の適用を受けない	
【8.階数】 階 【1.地階を除く階数】 階 【1.地階の階数】 階 【1.地階の倉庫等の階の数】 階	
【/ 具音の音×】	梁の軒高さに注意。 6・2種低層で7m越えは日影規制の対象)
【10.建築設備の種類】	

【11.確認の特例】
【イ.建築基準法第6条の3第1項ただし書又は 同法第18条第4項ただし書の規定による
審査の特例の適用の有無】 □ 有 □ 無 無にチェック。
【4.週用かめるとさは、特例の区分】
□ 建築基準法第6条の3第1項第1号に掲げる確認審査又は同法第18条第4項第1号に掲げる審査
□ 建築基準法第6条の3第1項第 4 特例の適用を受けることができる建築物は新3号建築物です。 査
(構造設計を行った構造設計一 (巫屋建て かつ延ぐ面積200㎡以内)
一 被
(1)氏名 (2)資格 構造設計一級建築士交付第 特例を受ける場合は有にチェック。
【ハ.建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 □ 有 □ 無
【二.建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】 第 分 号
【お.認定型式の認定番号】 第 号
【^.適合する一連の規定の区分】 □ 建築基準法施行令第136条 3号又は4号を記入。
□ 建築基準法施行令第136条の2011第1号ロ
【1.認証型式部材等認証番号】
【12.床面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)
【イ.階別】 (階) (㎡) (㎡) (㎡)
(階) (㎡) (㎡) (㎡)
(階) (m²) (m²) (m²)
(階) (m²) (m²) (m²) (m²) (m²)
【ロ.合計】
【13.屋根】 年初久地域や法22宋指定区域では、不然何や人民能定番号を記入。
【14.外壁】 準防火地域や法22条指定区域では、防火構造等の告示番号、大臣認定番号を記入。
(15.軒裏)

【17.便所の種類】 □ 水洗(□ 公共下水道 □ 浄化槽) □ くみ取り □ くみ取り(改良)
【18.その他必要な事項】
【19.備考】
木造の屋外階段 □ 有 □ 無

	(第五面)
建築物の階別概要	2棟以上の場合は、各棟ごとに作成。
【1.番号】	
【2.階】 階	
【3.柱の小径】	
【4.横架材間の垂直距離】 n	1
【5.階の高さ】 n	1
【6.天井】 【イ.居室の天井の高さ】 m 【ロ.建築基準法施行令第39条第3項に表	
【7.用途別床面積】 (用 途 の 区 分) 【イ.】 (~	(具体的な用途の名称) (床 面 積) m²)
【ロ.】 (インナー車庫ある	場合、住宅と車庫を分けて記入。
[/\.] ($\begin{pmatrix} & & & & \\ & & & & \\ & & & \end{pmatrix}$ $\begin{pmatrix} & & & \\ & & & \\ & & & \end{pmatrix}$
【ホ.】 ()	$(\underline{})$ $(\underline{}$ $\underline{}$ $\underline{}$ $\underline{}$ $\underline{}$ $\underline{}$
[^.] ()	() (m²)
【8.その他必要な事項】	
【9.備考】	
建築物の階別概要	
【1.番号】	
【2.階】 階	
【3.柱の小径】	
【4.横架材間の垂直距離】 n	1
【5.階の高さ】	
一般的木造	住宅の場合、通常は2階の階の高さは生じない。
【イ.居室の天井の高さ】 n 【ロ.建築基準法施行令第39条第3項に共	
【7.用途別床面積】 (用 途 の 区 分)	(具体的な用途の名称) (床 面 積)
【イ.】 ((具体的な用途の名称) (床 面 積) (m²)
[□.]	$\begin{pmatrix} & & & & \\ & & & & \\ & & & & \end{pmatrix}$
【八.】 (【二.】 ()	(
【ホ.】 ()	$($ $) (m^2)$
	(
【8.その他必要な事項】	
【9.備考】	

(第六面) 該当なし

注意:確認申請書とリンクしてませんので、個別入力のうえ提出をお願いします。

記入上の注意事項

建築基準法第15条第1項の規定による

建築工事届 (第一<u>西</u> 西暦で記入。

年 月 日

知事 様

建築主	
氏名	を 複数名いる場合は代表者1名を記入する。
郵便番号	
住所	·
電話番号	
工事施工者(設計者又は何	代理者)
氏名	
営業所名(建築士事務	新 名)
郵便番号	-
所在地	·
電話番号	
担当者の氏名	担当者欄を追加。
担当者の電話番号	
工事監理者	
氏名	
営業所名(建築士事務	5所名)
郵便番号	-
所在地	
電話番号	
建築確認	
確認済証番号	第
確認済証交付年月日	年 月 日
確認済証交付者	
除却工事施工者	
氏名	
営業所名	
郵便番号	-
所在地	
電話番号	
担当者の氏名	担当者欄を追加。
担当者の電話番号	

※受付経由機関記載欄

【1. 着工及び工事完了	
イ. 着工予定期日	西暦で記入。
口. 工事完了予定期日	年 月 日
【2. 建築主】	
イ. 建築主の種別	□ (1)国 □ (2)都道府県 □ (3)市区町村 □ (4)会社 □ (5)会社でない団体 □ (6)個人
ロ. 資本の額又は 出資の総額	□ (1) 1,000万円以下 □ (2) 1,000万円超~3,000万円以下 □ (3) 3,000万円超~1億円以下 □ (4) 1億円超~10億円以下 □ (5) 10億円超
【3. 敷地の位置】	
イ. 地名地番	市町名は、プルダウンより選択。
口. 都市計画	□ (1)市街化区域□ (2)市街化調整区域□ (3)区域区分非設定都市計画区域□ (4)準都市計画区域□ (5)都市計画区域及び準者
【4.工事種別】	1戸建ての住宅は01を記入。 □ (1)新築 □ (2)増築 店舗併用住宅等は10~24より選択。
【 5. 主要用途】	(注意欄に記載の記号を記入してください)
【6.一の建築物ごとの	
イ. 番号	
口. 物件名	1戸建ての住宅は08010を記入。 店舗併用住宅等は08070~08990より選択。
ハ. 用途 (注意欄に記載の記号を 記入してください)	
ニ. 工事部分の構造 (注意欄に記載の記号を 記入してください)	木造は01を記入する。
ホ. 工事の予定期間	月間
へ. 工事部分の 床面積の合計	2種類以上の用途がある場合、 床面積の大きい順に3番まで、5桁の記号より選択する。
四捨五入して整数で記。	入する。
ト. 用途ごとの工事部分の床面積 (工事部分の用途が1種類のみであり、ハの用途と	床面積 四捨五入して整数で記入する。 ② 用途 のおこれを数で記入する。
同一である場合は、記入 不要です。)	床面積 建築設備費を含んだ額を 3 用途 万円単位で記入する。
	床面積 m 床面積 m
チ. 建築工事費予定額	
リ. 新築工事の場合に おける地上の階数	消費税込みの金額の場合はチェックする。 階
ヌ. 新築工事の場合に おける地下の階数	地下 階 地下 四捨五入して整数で記入する。
【7. 新築工事の場合に	おける敷地面積】 m²

【1. 住宅部分の概要】								
イ. 番号			<u>]</u>			=		
ロ. 新設又は その他の別	(1)	新設	(2)その他					
ハ. 新設住宅の資金		民間資金住宅 都市再生機構	1 1+ +.0	━)付属建築物	又は増築	₹、改築による	る場合にチェック	クする。
ニ.住宅の建築工法		在来工法		レハブ工法	(3)枠	組壁工法		
ホ. 住宅の種類	(1)	専用住宅		用住宅	(3) そ	の他の住宅		
へ. 住宅の建て方	(1)	一戸建住宅	□ (2)長	屋建住宅	□ (3) 共	:同住宅		
ト. 利用関係	<u>(1)</u>	持家	□ (2)貸	家	□ (3)給	 与住宅	□ (4)分譲住	宅
チ. 住宅の戸数		戸				戸戸		戸
リ. 工事部分の 床面積の合計		m² —	四指	五入して整数	≬で記入す ┃	る。 m ²		m²
イ. 番号			<u>"</u>]				<u> </u>	
口. 新設又は		新設 □	 (2)その他					
その他の別 ハ. 新設住宅の資金	<u> </u>	民間資金住宅都市再生機構		- 2)公営住宅 □ (5)その()住宅金融支	援機構住宅	7
<u> </u> こ.住宅の建築工法		在来工法		レハブ工法		組壁工法	<u> </u>	_
ホ・住宅の種類		専用住宅		用住宅		の他の住宅		
へ、住宅の建て方		一戸建住宅		屋建住宅		:同住宅		
ト. 利用関係			(2)貸			· 与住宅	□ (4)分譲住	宅
チ.住宅の戸数	 	戸		戸		戸		戸
リ、工事部分の	+		╫──		 			
床面積の合計		m²		m²		m²		m²
イ. 番号]					
ロ. 新設又は その他の別	<u></u> (1)	新設	(2)その他	<u> </u>				
ハ、新設住宅の資金		民間資金住宅 都市再生機構)公営住宅 □ (5)その()住宅金融支	援機構住宅	7
ニ. 住宅の建築工法		在来工法	-	レハブ工法		組壁工法		
ホ・住宅の種類		専用住宅		用住宅		の他の住宅		
へ. 住宅の建て方		一戸建住宅		屋建住宅		同住宅		
ト. 利用関係	(1)	持家	□ (2)貸	家	□ (3)給	 与住宅	□ (4)分譲住	:宅
チ. 住宅の戸数		戸		戸		戸		戸
リ. 工事部分の 床面積の合計	<u> </u>	m²	<u> </u>	m²		m²		m²
【2. 除却建築物の概要	1							
イ. 主要用途				(注音欄に	和載の記	号を記入して	アノださ(ハ)	
口.除却原因			て合除がお		記載の記 (2) そ		CYLCVI	
八. 構造	1	<u> </u>	□) る にめ				
二、建築物の数		\1//\\=	棟		L (4) C	V) [E		
	\longrightarrow		<u>承</u> 戸					
ホ. 住宅の戸数		- 小柱字	,	<u></u>	、	L.		
へ. 住宅の利用関係		[(1)持家	(2)貸	家 口(0))給与住宅	i		
ト. 建築物の床面積の行	台計		m²					
チ. 建築物の評価額			万円					

(注意)

- 1. 各面共通関係
 - 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。また、小数点以下の数値は四捨五入してくだ さい。

2. 第一面関係

- ① 工事施工者及び除却工事施工者の担当者の氏名欄及び担当者の電話番号欄並びに工事監理者の氏名欄 及び電話番号欄には、受付経由機関等が工事内容について確認を行う際に回答ができる担当者の氏名及 び電話番号を記入してください。
- ② ※印のある欄は記入しないでください。
- ③ 除却工事施工者欄は、既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようと する場合に記入してください。

3. 第二面関係

- ① 2欄の「イ」及び「ロ」、3欄の「ロ」、4欄並びに6欄の「ニ」は、該当するチェックボックスに 「レ」マークを入れてください。
- ② 2欄の「イ」において、「会社」とは、株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいい、特別の 法律により設立された法人で会社であるものを含みます。
- ③ 2欄の「ロ」は、建築主が会社であるときのみ記入してください。
- ④ 3欄の「ロ」において、「区域区分非設定都市計画区域」とは、区域区分が定められていない都市計 画区域をいいます。
- ⑤ 増築と改築とを同時に行うときは、4欄は床面積の大きい方の工事によって区分してください。 ⑥ 5欄は 早仕車田建築物の場合は かの妻の記号の由から該当するよのを選んで記入してください。

	記号	
居住専用住宅	住宅、住宅附属建築物(物置、車庫等)	01
居住専用準住宅	寮、合宿所、寄宿舎、準住宅附属建築物(物置、車庫等)	02

5欄は、居住産業併用建築物又は産業専用建築物の場合は、産業の用に供する部分について、次の表 の記号の中から該当するものを選んで記入してください。また、一敷地内に既存の建築物があるとき は、記入に際しては、その部分と新たに建築する部分とを総合して判断してください。

	記号		
主要用途の区分			産業専用
農林水産業	農業、林業、漁業、水産養殖業	10	30
鉱業、採石業、砂利採耳	负業、建設業	11	31
製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業	12	32
電気・ガス・熱供給・水道業		13	33
情報通信業	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービ ス業、映像・音声・文字情報制作業	14	34
運輸業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸 業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業	15	35
卸売業、小売業		16	36
金融業、保険業		17	37

不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業	18	38
宿泊業、飲食サービス 業	宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	19	39
教育、学習支援業	学校教育、その他の教育、学習支援業(社会教育、学習塾及び 教養・技能教授業ほか)	20	40
医療、福祉	医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業	21	41
その他のサービス業	郵便業(信書便事業を含む。)、郵便局、学術・開発研究機 関、政治・経済・文化団体、旅行業、娯楽業、宗教、物品賃貸 業、専門サービス業、広告業、技術サービス業、洗濯・理容・ 美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、協同組合、サー ビス業	22	42
国家公務、地方公務		23	43
他に分類されないもの		24	44

- 物(1棟)ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- ⑩ 6欄の「ロ」は、届出時点の物件名を記入してください。
- ⑪ 6欄の「ハ」は、居住専用建築物の場合は、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してく ださい。

用途の分類	記号
一戸建ての住宅	08010
長屋	08020
共同住宅	08030
寄宿舎	08040
下宿	08050

② 6欄の「ハ」は、居住産業併用建築物又は産業専用建築物の場合は、産業の用に供する部分につい て、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。一の建築物に、2種類以上の用途 (既存部分があるときは、その用途を含む。)があるときは、一番大きい床面積の用途について記入 し、3種類以上の用途(既存部分があるときは、その用途を含む。)があるときは、「多用途」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

用途の分類	
幼稚園	08070
小学校	08080
義務教育学校	08082
中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
特別支援学校	08100
大学又は高等専門学校	08110
専修学校	08120
各種学校	08130
幼保連携型認定こども園	08132
図書館その他これに類するもの	08140
博物館その他これに類するもの	08150
美術館その他これに類するもの	08152
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの	08170
保育所その他これに類するもの	08180
助産所(入所する者の寝室があるものに限る。)	08190
助産所(入所する者の寝室がないものに限る。)	08192
児童福祉施設等(建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前4項に 掲げるものを除く。次項において同じ。) (入所する者の寝室があるものに限る。)	08210

児童福祉施設等(入所する者の寝室がないものに限る。)	08220
公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)	08230
診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)	08240
診療所(患者の収容施設のないものに限る。)	08250
病院	08260
巡査派出所	08270
公衆電話所	08280
郵便法(昭和22年法律第165号)の規定により行う郵便の業務の用に供する施設	08290
地方公共団体の支庁又は支所	08300
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
工場(自動車修理工場を除く。)	08340
自動車修理工場	08350
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	08370
体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。)	08380
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する	
もの又はカラオケボックスその他これらに類するもの	08390
ホテル又は旅館	08400
自動車教習所	08410
畜舎 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	08420
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそ そる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された 農産物の販売を主たる目的とするものを除く。)	08440
飲食店(次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。)	08450
食堂又は喫茶店	08452
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。)で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	08456
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を 営む店舗	08458
物品販売業を営む店舗以外の店舗(前2項に掲げるものを除く。)	08460
事務所	08470
映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
自動車車庫	08490
自転車駐車場	08500
倉庫業を営む倉庫	08510
倉庫業を営まない倉庫	08520
劇場、映画館又は演芸場	08530
観覧場	08540
公会堂又は集会場	08550
展示場	08560
料理店	08570
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー ダンスホール	08580
	08590

個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600
卸売市場	08610
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630
農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640
田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)	08650
その他	08990

③ 6欄の「二」は、次の表の記号の中から該当するものを選んで記入してください。工事部分が2種類以上の構造からなるときは、床面積が最も大きい部分の構造について記入してください。

構造の区分	記号
木造	01
鉄骨鉄筋コンクリート造	02
鉄筋コンクリート造	03
鉄骨造	04
コンクリートブロック造	05
その他	06

- ④ 6欄の「ホ」は、その建築物の規模に見合った月数を記入してください。
- ⑤ 6欄の「ト」は、床面積が大きい順に3種類までの用途について、(注意) 3. ⑫に準じて該当する記号を記入してください。
- ⑯ 6欄の「チ」は、建築設備費を含んだ額を記入してください。消費税込みの金額である場合は、チェックボックスに「レ」マークを入れてください。

4. 第三面関係

- ① 1欄は、建築物が居住専用住宅又は居住産業併用建築物(工事部分が産業の用のみに供する部分である場合を除く。)である場合に記入してください。当該建築物の数が2以上のときは、一の建築物(1棟)ごとに記入してください。
- ② 2 欄は、既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合において、当該除却しようとする建築物について記入してください。
- ③ 1欄の「イ」は、第二面の6欄の「イ」に記入した番号と同じ番号を記入してください。
- ① 1欄の「ロ」から「ト」までは、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。ただし、建築物が住宅の附属建築物の場合においては、「ニ」から「ト」までは、当該建築物が附属する住宅が該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 1欄の「ロ」において、「新設」とは、新築、増築又は改築によって居室、台所及び便所のある独立して居住し得る住宅が新たに造られるものをいいます。例えば、既存住宅の棟続きであっても、居室、台所又は便所を整えて独立して居住し得るものは「新設」に含まれます。「その他」とは、住宅の附属建築物又は増築若しくは改築によって造られる住宅で新設に該当しないものをいいます。例えば、一敷地内に既存住宅があって、別棟に50平方メートルの居室だけを建築しても、新たに造られた部分だけでは独立して居住し得ないから「その他」に含まれます。 ⑥ 1欄の「ハ」は、当該住宅が新設のときのみ記入してください。「民間資金住宅」とは、国、地方公
- (6) 1欄の「ハ」は、当該住宅が新設のときのみ記入してください。「民間貸金住宅」とは、国、地方公共団体、独立行政法人住宅金融支援機構等の公的な機関の資金に全くよらず、民間資金のみで建てる住宅をいいます。「住宅金融支援機構住宅」とは、独立行政法人住宅金融支援機構から建設資金の融資を受けた住宅をいい、融資額の大小は問いません。「都市再生機構住宅」とは、独立行政法人都市再生機構が分譲又は賃貸を目的として建てた住宅をいいます。
- ⑦ 1欄の「ニ」において、「在来工法」とは、プレハブ工法及び枠組壁工法以外の工法をいいます。「プレハブ工法」とは、住宅の壁、柱、床、はり、屋根又は階段等の主要構造部材を工場で生産し、現場で組立建築する工法をいいます。「枠組壁工法」とは、木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法で、一般には、ツーバイフォー工法といわれるものです。
- ⑧ 1欄の「ホ」において、「専用住宅」とは、専ら居住の目的だけのために建築するもので、住宅内に店舗、事務所、作業場等の業務の用に供する部分がないものをいいます。「併用住宅」とは、住宅内に店舗、事務所、作業場等の業務の用に供する部分があつて居住部分と機能的に結合して戸をなしているもので、居住部分の床面積の合計が建築物の床面積の合計の5分の1以上のものをいいます。「その他の住宅」とは、主に工場、学校、官公署、旅館、下宿屋、浴場、社寺等の建築物に付属して、これと結合している住宅をいいます。

- ⑨ 1欄の「へ」において、「長屋建住宅」とは、廊下、階段等を共用しない2戸以上の住宅を連続する 建て方の住宅(連続建)をいい、廊下、階段等を共用しないで2戸以上の住宅を重ねたもの(重ね建) を含みます。「共同住宅」とは、長屋建住宅以外の住宅で、一の建築物内に2戸以上の住宅があるもの をいい、一般的には、アパート又はマンションといわれるものです。
- ⑩ 一件の建築工事で1 欄の「ト」の(1)から(4)までに掲げる住宅の利用関係が2 種類以上となる場合は、1 欄の「チ」及び「リ」は当該住宅の利用関係の種類ごとに記入してください。
- ① 2欄の「イ」において居住専用建築物の場合は、(注意)3.⑥に準じて該当する記号を記入してください。
- ② 2欄の「イ」において居住産業併用建築物又は産業専用建築物の場合は、(注意)3. ⑦に準じて該当する記号を記入してください。また、一敷地内に除却しようとする建築物以外に既存の建築物があるときは、記入に際しては、その部分と除却しようとする部分とを総合して判断してください。